

○岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例施行規則

昭和六十年三月二十九日
岡山県規則第十七号

〔岡山県視聴覚障害者福祉センター条例施行規則〕を次のように定める。

岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例施行規則

(平一七規則二五・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例(昭和六十年岡山県条例第八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(平一七規則二五・一部改正)

(開館時間)

第二条 岡山県視覚障害者センター(以下「視覚センター」という。)の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 岡山県聴覚障害者センター(以下「聴覚センター」という。)の開館時間は、土曜日及び日曜日については午前九時から午後五時まで、その他の曜日については午前九時から午後七時までとする。

(平一七規則二五・一部改正)

(休館日)

第三条 視覚センター及び聴覚センターの休館日は、次のとおりとする。

一 毎週火曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(次号において「休日」という。)

三 火曜日が休日に当たるときは、その翌日

四 一月二日から四日まで及び十二月二十八日から三十一日まで

(平一七規則二五・一部改正)

(臨時休館等)

第四条 指定管理者は、前二条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、視覚センター若しくは聴覚センターの開館時間を変更し、又は視覚センター若しくは聴覚センターを臨時に休館し、若しくは開館することができる。この場合には、あらかじめその旨を視覚センター又は聴覚センターの入口に掲示するものとする。

(平一七規則二五・一部改正)

(図書等の館内利用)

第五条 視覚センター又は聴覚センター内において点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物(以下「図書等」という。)を利用しようとする者は、受付で所要の事項を申し出て、図書等を受け取り、所定の場所で利用しなければならない。

2 図書等を利用する者は、音読、談話、喫煙、飲食その他の関係者の迷惑になるような行為をしてはならない。

3 図書等の利用を終えた者は、図書等を受付に返還しなければならない。

(平二規則四八・平一二規則一三一・平一七規則二五・一部改正)

(図書等の貸出し)

第六条 図書等の貸出しを受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める登録申請書を指定管理者に提出し、登録を受けなければならない。

2 図書等の貸出冊数、貸出期間等は、指定管理者が定める。

3 図書等の貸出しを受けた者は、貸出期間を満了したときは、速やかに当該貸出しを受けた図書等を視覚センター又は聴覚センターに返還しなければならない。

4 貸出しを受けた図書等は、他人に転貸してはならない。

(平二規則四八・平一二規則一三一・平一七規則二五・一部改正)

(点訳奉仕及び朗読奉仕)

第七条 点字奉仕又は朗読奉仕をしようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める

登録申請書を指定管理者に提出し、登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める奉仕申込書を指定管理者に提出し、点訳奉仕又は朗読奉仕を行うものとする。

(平一七規則二五・一部改正)

(手話奉仕、手話通訳、要約筆記奉仕等)

第八条 手話奉仕、手話通訳、要約筆記奉仕又は聴覚障害者用の録画物の製作(次項において「手話奉仕等」という。)をしようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める登録申請書を指定管理者に提出し、登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める奉仕申込書を指定管理者に提出し、手話奉仕等を行うものとする。

(平一七規則二五・全改)

(利用の許可等の申請)

第九条 条例第七条第一項の規定により、条例別表に掲げる施設の利用の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平一七規則二五・全改)

(利用者等の遵守事項)

第十条 条例第七条第一項の許可を受けた者(以下この条、次条及び第十二条において「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う行事等のために入館する者も、同様とする。

- 一 視覚センター又は聴覚センターの施設及び設備(以下「施設等」という。)に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 二 利用の許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は許可を受けた行為以外の行為をしないこと。
- 三 利用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- 四 利用の許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。
- 五 火災、盗難等の発生の防止に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示した事項

(平一七規則二五・全改)

(損壊の届出等)

第十一条 利用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

(平一七規則二五・追加)

(利用の終了の届出)

第十二条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(平一七規則二五・追加)

(弁償)

第十三条 施設等又は図書等を損傷し、亡失し、又は返納しなかつた者は、これによつて生じた損害を弁償しなければならない。

(平一七規則二五・旧第十一条繰下・一部改正)

(その他)

第十四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

(平一七規則二五・旧第十二条繰下、平一七規則一三四・旧第十七条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

(関係規則の廃止)

- 2 岡山県立点字図書館規則(昭和三十九年岡山県規則第四十六号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の岡山県立点字図書館規則又はこれに基づく命令によつてした処分及び手続は、この規則中これに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則(平成二年規則第四八号)

この規則は、平成三年一月一日から施行する。

附 則(平成九年規則第四〇号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

十九 岡山県視聴覚障害者福祉センター条例施行規則

附 則(平成一二年規則第一三一号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第二五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備行為)

- 2 この規則による改正後の岡山県視聴覚障害者情報提供施設条例施行規則第十四条及び第十五条の規定による指定管理者の指定に関する手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

附 則(平成一七年規則第一三四号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。